

瀬戸市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第2号

瀬戸市議会基本条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会基本条例（平成29年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市民参加及び市民との連携) 第7条 <省略> 2 <u>議会は、市民に対し議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、市民の意見を的確に把握し市政に反映させるため、市民との意見交換会を開催する。</u> 3 <u>市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。</u> 4 <省略> 5 <省略>	(市民参加及び市民との連携) 第7条 <省略> 2 <u>定例会閉会后、議会は、当該定例会で行われた議案等の審議の経過及び結果を市民に報告するための議会報告会と、市民との意見交換会を交互に開催し、市政に市民の声を反映させるよう努めるものとする。</u> 3 <省略> 4 <省略>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。